

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

第1 建築物に関する確認申請手数料(建築基準法第6条第1項第4号(\*3))

床面積の合計	FD申請・特例有り(*1)	FD申請・特例無し	書類申請・特例有り(*1)	書類申請・特例無し	天空率加算(*2)	計画変更
100㎡以内	20,000 円	22,000 円	22,000 円	24,000 円	5,000 円	6,000 円
100㎡超	25,000 円	27,000 円	27,000 円	29,000 円		6,000 円

備考

\*1 「特例」は建築基準法第6条の3第1項各号に関する確認の特例とします。(例)建築士の設計に係るもの、認定型式

\*2 天空率で算定されている場合は、天空率加算を計上する。

\*3 工事種別が「増築」である場合の手数料は第3による。

第2 建築物に関する検査手数料(建築基準法第6条第1項第4号)

床面積の合計	中間検査	再検査	完了検査	追加説明書
100㎡以内	22,000 円	11,000 円	22,000 円	2,000 円
100㎡超	24,000 円	11,000 円	24,000 円	2,000 円

第3 建築物に関する確認・検査申請手数料(建築基準法第6条第1項第1号、第2号及び第3号および工事種別が「増築」の場合(\*3))

床面積の合計	FD申請	書類申請	天空率加算(*7)	計画変更	中間検査	再検査(*4)	完了検査	追加説明書	用途変更	ルート2審査追加料金*6		
										住宅(*5)	左記以外	
戸建住宅 *8	100㎡以内	34,000 円	35,000 円	10,000 円	10,000 円	23,000 円	10,000 円	23,000 円	2,000 円	/	30,000 円	
	100㎡を超え 200㎡以内	40,000 円	42,000 円		20,000 円	26,000 円	16,000 円	28,000 円				
上記以外	100㎡以内	35,000 円	37,000 円		18,000 円	35,000 円	13,000 円	35,000 円	3,000 円	-	130,000 円	
	200㎡以内	41,000 円	43,000 円		20,000 円	38,000 円	16,000 円	38,000 円		86,000 円		
	200㎡を超え 500㎡以内	70,000 円	72,000 円		35,000 円	49,000 円	22,000 円	49,000 円	5,000 円	144,000 円		60,000 円
	500㎡を超え 1000㎡以内	99,000 円	101,000 円		49,000 円	60,000 円	27,000 円	60,000 円		202,000 円		90,000 円
	1000㎡を超え	130,000 円	132,000 円		65,000 円	70,000 円	33,000 円	70,000 円		264,000 円		170,000 円
	2000㎡を超え	180,000 円	182,000 円		90,000 円	110,000 円	38,000 円	110,000 円	5,000 円	364,000 円		200,000 円
	5000㎡を超え	310,000 円	312,000 円		155,000 円	190,000 円	40,000 円	165,000 円		624,000 円		
	10000㎡を超え	660,000 円	662,000 円		330,000 円	275,000 円	44,000 円	275,000 円		1,324,000 円		260,000 円
	50000㎡を超えるもの	1,100,000 円	1,102,000 円	550,000 円	495,000 円	55,000 円	495,000 円	2,204,000 円				

株式会社 技研 確認検査業務手数料規定 別表

備考

- \*1 用途変更の場合の「床面積の合計」は、当該用途変更部分の床面積とします。
- \*2 検査の「床面積の合計」は、検査対象部分の床面積とします。
- \*3 工事種別が「増築」の場合は、申請部分+(申請以外の部分×1/2)=手数料算定面積とします。
- \*4 「再検査」とは以下に該当する検査とします。
  - ①再度、現場検査が必要となり再受検する中間検査及び完了検査
  - ②中間検査不適合後に計画変更をし、再受検する中間検査
  - ③当日(前営業日の午後1時以降を含む)の中間検査及び完了検査のキャンセル
- \*5 「住宅」とは、居住のように供する部分が1/2以上のものをいいます。
- \*6 ルート2審査対象物件は、該当金額が加算されます。計画変更の際は手数料を半額とします。
- \*7 天空率で算定されている場合は、天空率加算を計上します。
- \*8 戸建住宅とは、一戸建ての住宅で住宅以外の部分が延べ面積の1/2以下かつ50㎡未満のものとしてします。

第4 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

区分	手数料		
	FD申請	書類申請	計画変更
工作物	26,000 円	28,000 円	13,000 円
建築設備(型式部材製造者認証を受けたもの)	17,000 円	19,000 円	8,000 円
建築設備(上記以外もの)	28,000 円	30,000 円	14,000 円
小荷物専用昇降機	13,000 円	15,000 円	6,000 円

備考

- 1 昇降機は、建築物と一体申請した場合でもそれぞれの手数料が必要になります。

第5 建築設備、工作物に関する完了検査手数料

区分	手数料
工作物	22,000 円
建築設備	22,000 円
小荷物専用昇降機	16,000 円

この表は法改正等の理由により変更することがあります。  
平成29年11月1日改定